**株式会社●●と株式会社〇〇による吸収分割に係る事後開示書面**

株式会社●●（以下「分割会社」という。）及び株式会社〇〇（以下「承継会社」という。）は、○○年○月○日付にて両者間で締結された吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」という。）に基づき○○年○月○日を効力発生日として吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）を行いました。  
会社法791条及び801条並びに会社法施行規則189条及び201条に規定する事項を記載し、両者それぞれ本店に備え置きます。

**１．吸収分割が効力を生じた日**

○年○月○日

**２．吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過**

⑴　株主の差止請求手続  
本吸収分割において、会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。

⑵　反対株主の株式買取請求手続  
分割会社は、本件分割について承継会社が分割会社の完全親会社であり本吸収分割は、会社法784条１項に規定する略式分割に該当するため会社法785条の規定による請求権は発生しません。

⑶　新株予約権買取請求手続  
分割会社は新株予約権を発行しておりませんので、会社法787条の規定による手続は行っておりません。

⑷　債権者の異議申述手続  
本件分割により、承継する債務は重畳的債務引受の方法により承継することから、会社法789条の手続は行っておりません。

**３．承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、 並びに会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過**

⑴　株主の差止請求  
本吸収分割は、会社法第796条の 2 但書に定める場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による請求権は発生しません。

⑵　反対株主の株式買取請求手続  
本吸収分割は、会社法796条2項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第 797 条1項の規定による請求権は発生しません。

⑶　債権者の異議申述手続  
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、○年○月○日付官報により、そ の債権者に対して所定の事項を公告するとともに、同日付で知れている債権者に対し 各別の催告を行いました/電子公告により公告を行いましたが、申述期限までに会社法第 799 条第 1 項の規定による異議 申述を行った債権者はいませんでした。

**４．本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項**承継会社は、○年○月○日をもって、分割会社より本件吸収分割契約の記載に従い、分割会社の○○事業に係る資産、負債、その他の権利義務、契約上の地位等を承継しました。なお、これにより承継した資産は○○百万円、負債は○○百万円（いずれも概算値）であります。

**５．本件吸収分割に係る変更の登記をした日**

○年○月○日（予定）

**６．その他本件吸収分割に関する重要な事項**

該当事項はありません。

○年○月○日

承継会社　東京都○○区○○○丁目○番○号

　　　　　株式会社〇〇

　　　　　代表取締役　○○　○○　㊞

分割会社　東京都○○区○○○丁目○番○号

　　　　　株式会社●●

　　　　　代表取締役　○○　○○　㊞